二　第十三条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして航路標識を設置した者
三　第十三条第二項本文の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者
四　第十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
五　第十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

第十七条を第二十八条とする。

第十六条の前の見出しを削り、同条中「第十一条の規定」を「第九条、第十条第一項又は第十三条第五項若しくは第六項の規定による命令」に、「一万円」を「五十万円」に改め、同条を第二十七条とし、第十五条を削る。

第十四条第一項中「第八条第二項、第九条第二項又は第十条第二項」を「第十七条第二項、第十八条第二項又は第十九条第二項」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の二条、章名及び一条を加える。

（権限の委任）

第二十四条　この法律の規定により海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行わせることができる。

2　管区海上保安本部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を管区海上保安本部の事務所の長に行わせることができる。

（経過措置）

第二十五条　この法律の規定に基づき国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章　罰則

第二十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第三条第一項の規定に違反して、許可を受けないで航路標識を設置した者
二　第五条第一項本文の規定に違反して、許可を受けないで第三条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

第十三条第一項中「第四条第一項若しくは第二項又は第十条第三項」を「第十条、第十三条第六項若しくは第七項又は第十九条第三項」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「第四条第一項」を「第十条第一項又は第十三条第六項」に、「同条第二項」を「第十条第二項又は第十三条第七項」に、「第十条第三項」を「第十九条第三項」に改め、同項第二号中「受けたいと思う金額」を「受けようとする見積額」に改め、同項第三号中「決定しなければ」を「決定し、当該申請人に通知しなければ」に改め、同号後段を削り、同条第二項中「六箇月」を「六月」に改め、同条を第二十二条とする。

第十二条中「よごし」を「汚し」に、「虞の」を「おそれの」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章　雑則

第十一条第一項中「虞の」を「おそれの」に改め、同条第二項中「けい留させて」を「係留させて」に改め、同条第三項中「虞の」を「おそれの」に改め、同条を第二十条とする。

第十条第一項中「附近」を「付近」に、「虞の」を「おそれの」に改め、同条第二項中「同様である」を「、同様とする」に改め、同条を第十九条とする。

第九条第一項中「虞の」を「おそれの」に、「引揚」を「引揚げ」に改め、同条を第十八条とする。

第八条第一項中「虞が」を「おそれが」に改め、同条を第十七条とする。

第七条中「もより」を「最寄り」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章　航路標識に係る行為の制限

第六条中「廃止、位置の変更」を「位置の変更、供用の休止、再開若しくは廃止」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、緊急の必要がある場合において告示するいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。

第六条を第十五条とする。

第五条の見出しを「（航路標識に事故が発生した場合の報告義務）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の管理者は、その管理している」を「第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標識について破損その他の事故が発生し、当該」に、「の定める」を「で定める」に改め、同項を同条とし、同条を第七条とし、同条の次に次の七条及び節名を加える。

（航路標識の管理）

第八条　第三条第一項の許可を受けた者は、その位置、構造及び設備が第四条第一項第一号の国土交通省令で定める基準に適合するように当該許可に係る航路標識を維持しなければならない。

2　第三条第一項の許可を受けた者は、その管理の方法が第四条第一項第三号の国土交通省令で定める基準に適合するように当該許可に係る航路標識を管理しなければならない。

（措置命令等）

第九条　海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の許可を受けた者に対し、期限を定めて当該航路標識につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を命ずることができる。

一　第三条第一項の許可を受けた者が第四条第二項（第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付された条件に違反したとき。
二　第三条第一項の許可を受けた者が第五条第一項本文の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
三　第三条第一項の許可を受けた者が第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
四　第三条第一項の許可を受けた者が前条の規定に違反していると認めるとき。

第十条　前条に規定する場合のほか、船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、第三条第一項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。

2　船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第三条第一項の許可に係る航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。

（許可の取消し）

第十一条　海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

一　第三条第一項の許可を受けた者が第四条第二項（第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付された条件に違反したとき。
二　第三条第一項の許可を受けた者が第五条第一項本文の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
三　第三条第一項の許可を受けた者が第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
四　第三条第一項の許可を受けた者が第九条又は前条第一項の規定による命令に違反したとき。